

議論のための基礎資料Ⅱ

(広報・相談体制の充実について)

平成20年3月28日

地上デジタル放送推進に関する検討委員会
事務局

総務省における周知広報の取組み例①

◎ポスター、パンフレット等の作成・配布

- ① 地デジ受信解説書(早わかりガイド)
 - ② アナログ停波解説書(早わかりガイド(別冊))
 - ③ アナログ終了告知ポスター・チラシ
 - ④ バリアフリー版チラシ、パンフ(大文字、悪質商法)
 - ⑤ 外国語パンフレット(英語、中国語、韓国語)
 - ⑥ 関係機関連絡網リスト
 - ⑦ 地上デジタル放送Q&A
- (①、②は19年4月、③～⑦は19年1～3月に作成)

⑧ 地デジ準備ガイド(10地方版作成。放送エリア掲載)
⇒145万部作成

⑨ アンテナ周知チラシ(UHFアンテナ確認を促すもの)
⇒95万部作成

- ①～⑦のパンフレット等を合わせて配布
(延べ配布数約600万枚)
- 全自治体(約2000箇所)及び家電量販店、地域の電気店、放送局、ケーブルテレビ局、メーカー、消費生活センター等(約4600箇所)
に配布(19年4月～)

- イベント会場で来場者に配布、放送局、メーカー、自治体等に配布
(19年8月～)

- 家電量販店、メーカー、電機商業組合等に配布
(20年3月～)



地デジ受信に必要なUHFアンテナの確認を促すチラシ
(アンテナ周知チラシ)



各地方の放送エリア・開局情報を掲載したパンフレット
(地デジ準備ガイド)

総務省における周知広報の取組み例②

◎交通広告の実施

●首都圏JRの72駅にアナログ放送終了告知ポスターを1週間掲出
(20年3月)

◎雑誌広告の実施

●全国誌に受信方法を解説した広告を掲載
(掲載誌発行部数計 約150万部) (20年3月)

◎政府広報の活用

●政府広報HPに地デジ受信方法解説のためのフラッシュコンテンツを作成・掲載(予定) (20年3月)

◎アナログ放送終了告知シールの貼付

●アナログ受信機への告知シール貼付を引き続き実施(店頭貼付17年10月～、出荷時貼付18年6月～)

2011年 アナログテレビ
放送終了 総務省

その他、各地方総合通信局等においても住民説明会、開局イベント等における周知活動、自治体広報誌への広告掲載依頼等を実施している。

高齢者等への周知・広報徹底に関する 議論のための参考資料

民生委員の概要

民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進するものとされている（民生委員法）。

全国に約23万人（平成18年度末現在）。

民生委員の業務（民生委員法第14条）

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ⑤ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
- ⑥ その他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

（委嘱の方法等）

市町村に設置された民生委員推薦会によりその選考が行われ、都道府県知事に推薦される。都道府県知事は市町村で推薦された人々について都道府県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いたのちに、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年で給与は支給されない。児童福祉法第16条に基づき、児童委員を兼務する。

自治会・町内会等の概要

市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体として、「自治会」、「町内会」等がある。

全国に約30万団体（平成14年11月現在）。

活動内容は、各団体によって異なるが、法人格を取得している団体（*注参照）では、「住民相互の連絡（回覧版、会報の回付等）」、「集会施設の維持管理区域の環境美化」、「清掃活動」などの活動を行っている団体が多い。

（*注）

地方自治法では、一定の要件を満たす「地縁による団体」について、当該団体からの申請に基づき、市町村長が認可をすることにより、法人格が付与されることとしている。全国で22,050団体（平成14年11月1日現在）が認可されている。

地縁による団体の名称別総数の状況

「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査」（総務省調査 調査時点 平成14年11月）により、市町村（特別区を含む）が把握した地縁団体の総数及び名称別内訳は、下表のとおりである。

（単位：団体、％）

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	114,222	65,685	17,813	15,851	5,773	42,880	34,546	296,770
構成比	(38.5)	(22.1)	(6.0)	(5.3)	(1.9)	(14.4)	(11.6)	(100.0)

（注）「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

老人クラブの概要

戦後まもなく、高齢者自らが相集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織。活動内容は、健康づくり、趣味、文化、レクリエーション、学習活動、リーダー研修等の「生活を豊かにする楽しい活動」や友愛訪問、ボランティア活動、伝承活動、世代交流、環境美化・リサイクル等の「地域を豊かにする社会活動」。全国に約13万クラブ（平成18年3月末現在）。

都道府県・指定都市別老人クラブ数・会員数一覧

老連名	クラブ数	会員数(人)
北海道	4,220	249,345
札幌市	546	37,322
青森県	1,978	92,377
岩手県	2,245	113,136
宮城県	1,752	82,829
仙台市	578	28,876
秋田県	2,095	112,993
山形県	1,807	101,576
福島県	2,460	160,492
茨城県	3,290	171,141
栃木県	2,200	105,328
群馬県	2,810	181,217
埼玉県	3,732	239,858
千葉県	3,689	182,546
千葉市	351	16,996
東京都	4,007	359,348
神奈川県	2,168	131,670
横浜市	1,870	125,360
川崎市	518	32,443
新潟県	3,484	227,197

老連名	クラブ数	会員数(人)
富山県	2,225	185,743
石川県	1,408	120,965
福井県	1,214	80,920
山梨県	1,458	82,903
長野県	2,494	182,320
岐阜県	3,076	236,084
静岡県	3,254	193,061
愛知県	4,830	393,914
名古屋市	1,977	115,008
三重県	2,122	199,510
滋賀県	2,121	133,640
京都府	1,630	90,679
京都市	1,202	68,447
大阪府	5,033	357,632
大阪市	1,447	111,438
兵庫県	5,329	347,695
神戸市	548	47,015
奈良県	2,021	128,934
和歌山県	1,924	112,316
鳥取県	1,030	53,552

老連名	クラブ数	会員数(人)
島根県	1,355	80,957
岡山県	3,085	193,309
広島県	2,564	153,908
広島市	761	57,940
山口県	1,931	96,129
徳島県	862	52,526
香川県	1,444	93,355
愛媛県	2,125	131,267
高知県	1,241	53,442
福岡県	3,648	230,784
福岡市	996	53,367
北九州市	1,011	58,315
佐賀県	1,309	87,316
長崎県	2,189	133,916
熊本県	2,916	178,978
大分県	2,130	112,168
宮崎県	1,445	71,835
鹿児島県	2,550	144,804
沖縄県	799	69,191
合計	126,504	8,047,333

平成18年3月末現在。全国老人クラブ連合会調べ

(参考) 老人クラブの組織は、「単位老人クラブ」－「市区町村老人クラブ連合会」－「都道府県・指定都市老人クラブ連合会」－「全国老人クラブ連合会」という構成になっている。